

年末調整初心者向け基礎セミナー



A new era

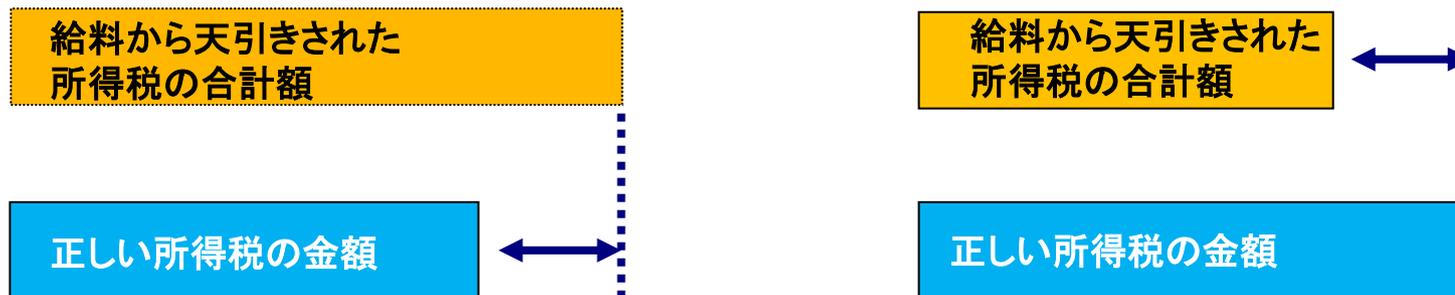
アネーラ税理士法人

Anera Tax Corporation

年末調整とは

- 年末調整

会社などの給与の支払者は、給与を支払う際に所得税の源泉徴収を行っています。しかし、その1年間に源泉徴収をした税額の合計額は、必ずしもその人が1年間に納めるべき税額とはなりません。このため、1年間に源泉徴収をした税額の合計額と1年間に納めるべき所得税の金額を清算する必要があります。この手続きを**年末調整**といいます。



所得税をとりすぎたので、
年末調整で**還付**

所得税が足りないので、
年末調整で追加で**徴収**

年末調整とは

- 年末調整と確定申告の違い

年末調整及び確定申告の目的は、いずれも国に納めるべき「所得税」を確定させることであり、その点に両者の違いはありません。**年末調整と確定申告の主な違いは、手続きを行う主体が違うという点です。**

年末調整

会社が行う

確定申告

個人が行う

※副業で一定の収入がある・寄付金控除・医療費控除を申告する場合、会社員でも申請が必要

年末調整とは

● 年末調整の対象者

年末調整の対象なる人

年末調整は、原則として会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人全員について行います。

- 1年を通じて勤務している人
- 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
- 年の途中で海外勤務などにより非居住者となった人
- 年の途中で退職した人のうち次の4つのケースに当てはまる人
 - ①死亡により、退職した人
 - ②著しい心身障害により退職した人で、本年中に再就職できないと見込まれる人
 - ③12月中の給与を受けたあとに退職した人
 - ④パート従業員などが退職した場合で、その年の給与総額が103万円以下の人

年末調整とは

● 年末調整の対象者

年末調整の対象にならない人

会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人でも、**例外的に年末調整をしない場合**があります。

- その年の主たる給与収入が2,000万円を超える人
- 災害減免法の規定により、その年の給与に対する源泉所得税の徴収猶予または還付を受けた人
- 2カ所以上から給与の支払いを受けている人
(他の会社に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整までに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人)
- 非居住者
- 継続して同一の雇用主に雇用されない日雇い労働者など、「源泉徴収税額表」の日額表の丙欄の適用者

年末調整とは

● 年末調整の対象者

年末調整しても確定申告が必要な人

サラリーマンは、給与やボーナスを支給される際に所得税を源泉徴収され、年末調整が行われているので基本的に確定申告は必要ありません。

しかし、**雑損控除**、**医療費控除**、**寄付金控除**の3つについては、会社で年末調整が行われないので、**自分で申告**をする必要があります。

また、**住宅取得等特別控除**などの**還付**を受ける時にも**確定申告**をする必要があります。

- 1カ所の会社から給与や賞与を受けている人で、家賃収入など給与所得以外の所得(副業など)が20万円を超える人
- 2カ所以上の会社から給与や賞与の支払いを受けている人
- その年中に支払いを受ける給与、賞与が2,000万円を超える人
- 同族会社の役員などで、不動産の貸付による家賃収入などがある人
- 災害により被害を受けて災害減免法の規定により、源泉徴収の猶予または還付を受けた人
- 源泉徴収の規定が適用されない給与や賞与を受けている人

年末調整とは

● 年末調整の対象者

年末以外に年末調整を行う人

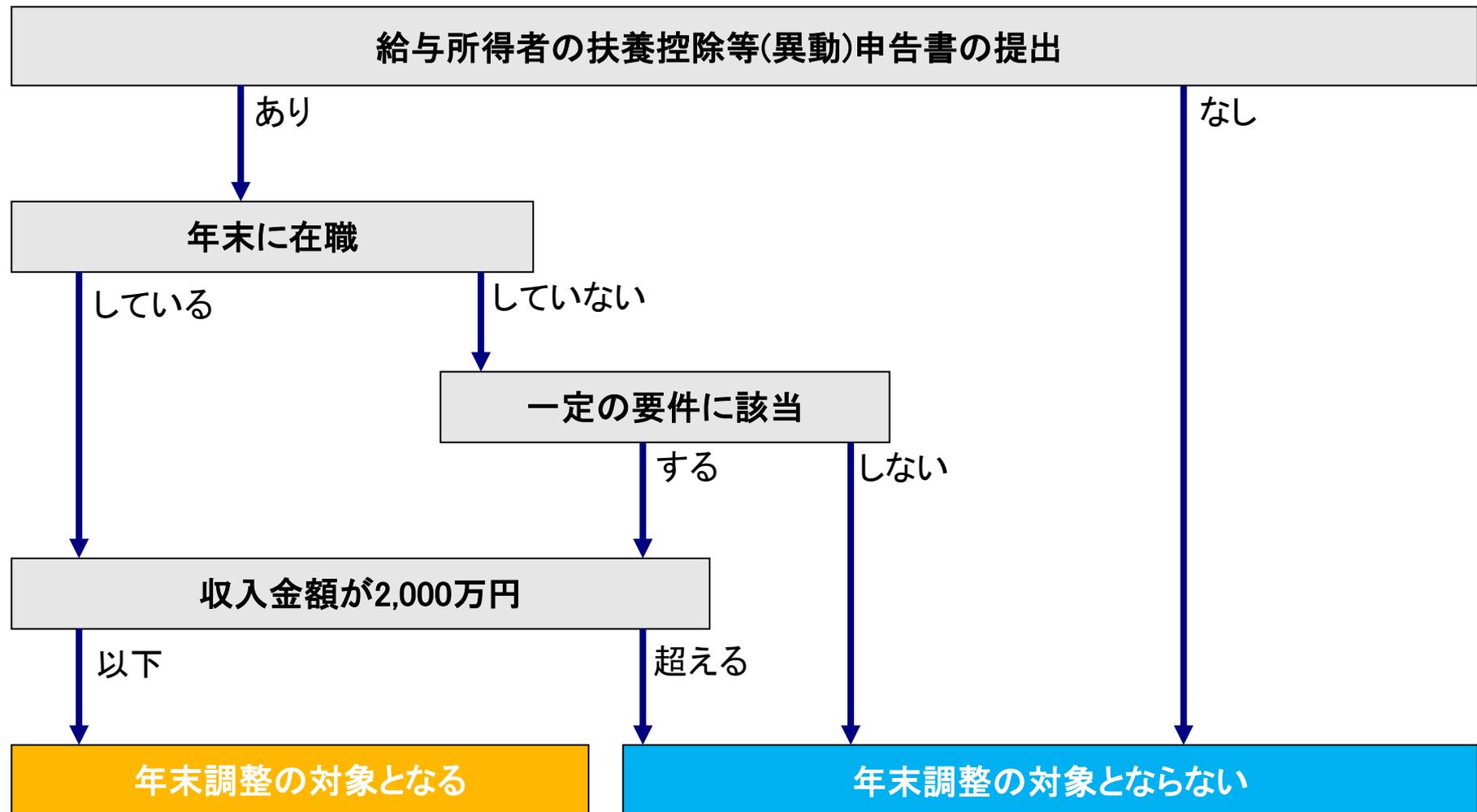
年の途中で死亡退職した従業員や、12月に給与の支払いを受けた後に退職した従業員などは、退職時などに年末調整を行うことになります。

- 年の途中で海外勤務などにより非居住者となった人（非居住者になった時に年末調整）
- 年の途中で退職した人のうち次のケースに当てはまる人
 - ①死亡により、退職した人
 - ②著しい心身障害により退職した人で、本年中に再就職できないと見込まれる人
 - ③12月中の給与を受けたあとに退職した人
 - ④パート従業員などが退職した場合で、その年の給与総額が103万円以下の人

年末調整とは

- 年末調整の対象者

年末調整の対象者をフローチャートに示すと下記の通りです。



年末調整のスケジュール

● 年末調整のスケジュール

10月

① 各種申告書の配布・受理(各種控除額の確認)

- ・ 扶養控除等(異動)申告書
- ・ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- ・ 保険料控除申告書
- ・ 住宅借入金等控除申告書

11月

② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算

- ・ 従業員ごとに年間の給与等に係る税額の計算
- ・ 過不足額の計算と精算

12月

③ 過納額の還付 不足額の徴収・納付

- ・ 年調した月分の納付書に税額等を記載したうえで納付
(納期限: R7年1月10日
納期の特例を受けている場合20日)

1月

④ 源泉徴収票等の作成・提出

- ・ 従業員へ交付
- ・ (源泉徴収表)
- ・ 徴収義務者の所轄税務署へ提出
(源泉徴収票・法定調書合計表)
- ・ 従業員の住所地の地区町村へ提出
(給与支払報告書・総括表)

年末調整必要書類

● 必要書類

- 扶養控除等(異動)申告書※2カ所で働いていたらメインの勤務先のみ
➡配偶者や扶養親族に関する情報を記載
- 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書
➡本人や配偶者の所得金額等に関する情報を記載
- 保険料控除申告書
➡生命保険料、地震保険料、社会保険料、小規模共済等掛金に関する情報を記載
- 住宅借入金等特別控除申告書
➡住宅ローンに関する情報を記載(2年目以降。1年目は確定申告が必要)

計算方法

本年の年末調整では、定額減税額の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。

年調減税事務の手順

- ①年調減税額の控除対象者の確認
対象者は原則として「**年末調整の対象者**」
- ②申告書の受理・年調減税額の計算
従業員の方から受理した必要書類に記載されている、年末調整を行う時の現況における
同一生計配偶者及び扶養親族の人数を確認
年調減税額＝本人分30,000円+同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円
- ③年調減税額の控除
年調減税額を控除するタイミングは、住宅借入金等特別控除後
控除できる金額は、住宅借入金等特別控除後の所得税額が限度
- ④源泉徴収票への表示
源泉徴収票の「(適用)」欄に控除した年調減税額と控除しきれなかった金額を記載する

計算方法

- 年調減税額の控除



計算方法

- 前提

- ・対象者の給与額: 6,400,000円
- ・給与から差し引かれる社会保険料: 835,192円
- ・配偶者あり: 収入1,200,000円
- ・扶養: 高校生1人、高校生未満1人
- ・保険料
 - 一般の生命保険料: 新40,000円、旧20,000円
 - 個人年金保険料: 新10,000円、旧110,000円
 - 地震保険料: 48,000円

計算方法

- 給与所得額の計算方法

給与総額－給与所得控除(一※所得金額調整控除)＝給与所得額

(例) 給与・手当等4,800,000円＋賞与等1,600,000円＝6,400,000円

6,400,000円－1,720,000円＝4,680,000円

① 給与所得額4,680,000円

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
	1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から	1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
1,800,001円から	3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円から	6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円から	8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円以上		1,950,000円(上限)

計算方法

- 所得金額調整控除

※下記のどれかに該当する者のうち収入金額が850万円を超え、かつ1,000万円以下の人が該当する

- イ 本人が特別障害者に該当する者
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する者

～計算式～

{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(例)イ、ロ、ハのいずれかに該当し、収入金額が1,000万円の場合

(1000万円-850万円) × 10% = 15万円

計算方法

- 課税所得額の計算方法

給与所得額－所得控除額の合計＝課税所得額(千円未満切り捨て)

～所得控除額の種類～

- 基礎控除
- 社会保険料控除
- 生命保険控除
- 地震保険控除
- 配偶者(特別)控除
- 扶養控除
- 障害者等の控除
- 寡婦控除
- 小規模企業共済等掛金控除

計算方法

- 基礎控除

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

(例) ②基礎控除額480,000円

- 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

(例) ③社会保険料控除額835,192円

計算方法

- 生命保険控除
旧契約

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

新契約

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

(例) 一般の保険料: 60,000円 個人年金の保険料: 120,000の支払い

④ 生命保険控除額90,000円

この合計額が120,000円を超える場合には、生命保険料控除額は120,000円となります。

計算方法

● 地震保険料控除

区分	年間の支払保険料の合計	控除額
(1)地震保険料	50,000円以下	支払金額の全額
	50,000円超	一律50,000円
(2)旧長期損害保険料	10,000円以下	支払金額の全額
	10,000円超 20,000円以下	支払金額×1/2+5,000円
	20,000円超	15,000円
(1)・(2)両方がある場合	—	(1)、(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)

(例)地震保険料:48,000円の支払い

⑤地震保険料控除48,000円

計算方法

● 扶養控除等

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 扶養控除 年齢16歳以上の人 (平成21年1月1日以前生)	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族 年齢19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日~平成18年1月1日生)	630,000円	
	老人扶養親族 年齢70歳以上の人 (昭和30年1月1日以前生)	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
(2) 障害者控除	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	
(3) 寡婦控除		270,000円	
(4) ひとり親控除		350,000円	
(5) 勤労学生控除		270,000円	

(例)長男は高校生であり、所得金額・障害なし。

⑥ 扶養控除等380,000円

計算方法

- 配偶者控除

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対 象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

適用要件：納税者の生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万以下の場合

(注1) 配偶者控除の適用がない方で、納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下(平成30年分から令和元年分までは38万円を超え123万円以下、平成29年分までは38万円を超え76万円未満)である方については、**配偶者特別控除**の適用を受けることができます。また、配偶者特別控除額は最高で38万円ですが、配偶者特別控除の適用を受ける納税者本人の合計所得金額および配偶者の合計所得金額に応じて異なります。

計算方法

- 配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超	950万円超
		950万円以下	1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

(例)配偶者の給与所得の収入金額見積額は120万円でその他の所得はない。

⑦配偶者特別控除 380,000円

計算方法

● 障害者控除

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者(注)	75万円

※特別障害者である同一整形配偶者または不要親族のうち、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人です。

障害者控除の対象となる人の範囲

(1)精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人
この人は、特別障害者になります。

(2)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により、知的障害者と判定された人
このうち重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。

(3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規程により精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている人
このうち障害者等級が1級と記載されている人は、特別障害者になります。

(4)身体障害者福祉法の規程により交付を受けた身体障害者手帳に、身体上の障害がある人として記載されている人
このうち障害の程度が1級または2級と記載されている人は、特別障害者となります。

計算方法

- ひとり親控除

区分	控除額
ひとり親控除	35万円

ひとり親控除の対象となる人の範囲

原則としてその年の12月31日の現況で、**婚姻をしていないこと**または**配偶者の生死の明らかでない**一定の人のうち、次の3つの要件の全てに当てはまる人です。

(1)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

(2)生計を一にする子がいること。

この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(3)合計所得金額が500万以下であること。

計算方法

- 寡婦控除

区分	控除額
寡婦控除	27万円

寡婦控除の対象となる人の範囲

原則としてその年の12月31日の現況で、「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。

(1)夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万以下の人

(2)夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死が明らかでない一定の人で合計所得金額が500以下の人

なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。

(注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある人を言います。

計算方法

- 小規模企業等掛金控除

区分	内容
適用条件	①総規模企業共済法の共済制度 ②確定拠出年金法の企業型・個人型年金 ③心身障害者扶養共済制度 } の掛金を支払った場合
控除額	支払った金額

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

計算方法

● 算出所得税額・年調所得税額

課税所得額 × 所得税率 - 控除額 = 算出所得税額(100円未満切り捨て)

算出所得税額 - 住宅借入金等特別控除額 = 年調所得税額

課税給与所得金額 (A)		税 率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
	1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5 %
1,950,000円超	3,300,000円 ♪	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 ♪	6,950,000円 ♪	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 ♪	9,000,000円 ♪	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 ♪	18,000,000円 ♪	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 ♪	18,050,000円 ♪	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

(例) 課税所得額: ① - (② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦) =

住宅借入金等特別控除額: なし

(1) 4,680,000 - (480,000 + 835,192 + 90,000 + 48,000 + 380,000 + 380,000) = 2,466,000 (千円未満切り捨て)

(2) 2,466,000 × 10% - 97,500 = 149,100

⑧149,100円

計算方法

● 住宅借入金等特別控除額(住宅ローン控除)

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)
平成26年1月1日から 令和元年9月30日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (50万円)(注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は30万円
令和元年10月1日から 令和2年12月31日まで(★)	13年	[住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合] 【1～10年目】 年末残高等×1% (50万円) 【11～13年目】 次のいずれか少ない額が控除限度額 ①年末残高等[上限5,000万円]×1% ②(住宅取得等対価の額－消費税額)[上限5,000万円]×2%÷3(注) この場合の「住宅取得等対価の額」は、補助金および住宅取得等資金の贈与の額を控除しないで計算した金額をいいます。
	10年	[上記以外の場合] 1～10年目 年末残高等×1% (50万円) (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は30万円
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (50万円) (注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は30万円
令和3年1月1日から 令和4年12月31日まで	13年	[住宅の取得等が特別特例取得または特例特別特例取得に該当する場合] 【1～10年目】 年末残高等×1% (50万円) 【11～13年目】 次のいずれか少ない額が控除限度額 ①年末残高等[上限5,000万円]×1% ②(住宅取得等対価の額－消費税額)[上限5,000万円]×2%÷3 (注) この場合の「住宅取得等対価の額」は、補助金および住宅取得等資金の贈与の額を控除しないで計算した金額をいいます。
令和4年1月1日から 令和5年12月31日まで	13年	[認定住宅に該当する場合] 年末残高等[上限5,000万円]×0.7% [特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する場合] 年末残高等[上限4,500万円]×0.7% [エネルギー消費性能向上住宅に該当する場合] 年末残高等[上限4,000万円]×0.7%
令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	13年	[認定住宅に該当する場合] 年末残高等[上限4,500万円]×0.7% [特定エネルギー消費性能向上住宅に該当する場合] 年末残高等[上限3,500万円]×0.7% [エネルギー消費性能向上住宅に該当する場合] 年末残高等[上限3,000万円]×0.7%

計算方法

● 年調年税額の計算方法

{年調所得税額－年調減税額(定額減税)} × 102.1%(復興特別所得税率) = 年調年税額(100円未満切り捨て)

(例) 年調所得税額: 149,100 年調減税額: 90,000

$$(149,100 - 90,000) \times 102.1\% = 59,100$$

年調年税額: 59,100円

今年度の変更点について

年末調整の申告書や対応内容は、税制改正によって変更点が生じることがあります。
令和6年の年末調整では**定額減税をはじめとした改正により、書類等が変更されています。**

2024年分の年末調整の変更点

- ①**定額減税(年調減税事務)の適用**
- ②**保険料控除申告書の簡素化**
- ③**給与所得者の扶養控除等申告書の提出の簡略化(令和7年分から)**

今年度の変更点について

①定額減税(年調減税事務)の適用

◆定額減税とは……

令和6年6月以後の**所得税と個人住民税の一定額を減額する制度**になります。

背景として、物価高による国民の負担を緩和し、デフレに後戻りさせないための一時的な措置として、令和6年度税制改正により実施が決定されました。

減税対象	種別	減税額
所得税	本人	3万円
	同一生計配偶者	3万円
	扶養親族	3万円/人
個人住民税	本人	1万円
	同一生計配偶者	1万円
	扶養親族	1万円/人

【減税額のイメージ】

- ▶所得税: $3万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数})$
- ▶住民税: $1万円 \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数})$

配偶者や扶養親族の数が多いとその分税金が安くなるイメージです。

今年度の変更点について

◆定額減税の対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、
合計所得金額が1,805万円以下(給与収入2,000万円以下)の方。

◆同一生計配偶者の要件

納税者本人と生計を一にする配偶者で、
合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)の方

△配偶者控除または配偶者特別控除の適用がある配偶者とは要件が異なりますので注意が必要です。

◆扶養親族の要件

納税者本人と生計を一にする方で、
合計所得金額が48万円以下(給与収入103万円以下)の方

△定額減税の対象となる扶養親族には年齢の制限はありません。また国外に居住している場合は対象外となります。

※申告書に記載がない配偶者または扶養がいる場合は

「年末調整に係る定額減税のための申告書」を提出する必要があります。

今年度の変更点について

- 年末調整と定額減税の扶養の違い

年末調整と定額減税では扶養の範囲が異なります。両者の違いは下記の図です。

	年末調整	定額減税
範囲	その年12月31日の現況により一定の要件に該当した者	最初の月次減税事務を行うときの扶養控除等申告書による
年齢	16歳以上が該当	16歳未満も該当

今年度の変更点について

● 定額減税の流れ

〈月次減税〉
6月～12月

- ・給与計算の際に源泉徴収税額から定額減税額を控除して支給
- ・控除しきれない場合は翌月以降も源泉徴収税額から順次控除する。



〈年調減税〉
年末調整時

- ・年末調整の際に年末調整時点の定額減税額に基づき、
年間の所得税額との精算をする。

年調減税事務については以下の流れになります。

- ①再度対象者の確認
- ②再度控除額確定
- ③源泉徴収簿へ控除額等記載
- ④給与支払報告書へ控除額等記載

今年度の変更点について

● 源泉徴収票への記載

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に以下の内容を記載する必要があります。

〔記載例〕 <年末調整を行った一般的な場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所 △△市〇〇町1-2-3	①(受給者番号) (個人番号) 112233445566																				
		②(役職名)																				
		氏名 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 山川 太郎																				
種別	支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の合計額			源泉徴収税額												
給料	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円											
		7	770	000	5	893	000	2	881	300	44	500										
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)			16歳未満扶養親族の数			障害者の数 (本人を除く。)			非居住者である親族の数											
		有	無	千	円	特	定	若	人	内	人	従	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
○		380	000	1						1												
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額													
内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円										
		1221	300	120	000	50	000	40	000													
(摘要)																						
源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円																						

① 源泉徴収時所得税減税控除済額

・・・実際に控除した年調減税額

② 控除外額

・・・年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額

(※給与支払報告書へ控除額を記載する場合も同様になります。)

控除しきれなかった場合

(例) 年調所得税額: 149,100 年調減税額: 180,000

$$149,100 - 180,000 = 30,900$$

控除しきれなかった金額: 30,900円

今年度の変更点について

②保険料控除申告書の簡素化

〈〈変更前〉〉

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の法人番号 給与の支払者の所在地(住所)	(フリガナ) あなたの氏名 あなたの住所 又は居所	記載のしかたはこちら 
----------------	--	------------------------------------	---

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は半金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
				氏名	あなたの税別			
							(a)	円
							(a)	円
							(a)	円
							(a)	円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A	Aの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		①	(最高40,000円)	円	計(①+②)③ (最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B	Bの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		②	(最高50,000円)	円	①と③のいずれか大きい金額 ④ 円
(a)の金額の合計額		C	Cの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高40,000円)	円	計(④+⑤)⑥ (最高40,000円) 円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D	Dの金額を下計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額		④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤)⑥ (最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E	Eの金額を下計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額		⑤	(最高50,000円)	円	④と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 円
計算式Ⅰ(新保険料等)※				計算式Ⅱ(旧保険料等)※				生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨) (最高120,000円) 円
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
	地震			(a)	円
	地震・旧長期			(a)	円
	地震・旧長期			(a)	円
④のうち地震保険料の金額の合計額				(b)	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額				(c)	円
地震保険料控除額				(b)の金額(最高50,000円) + (c)の金額(④の金額が10,000円を超える場合は、④×1/2+5,000円)※	(最高15,000円) 円

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになった氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
			(a) 円
合計(控除額)			円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	円
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	円
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	円
合計(控除額)	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

今年度の変更点について

②保険料控除申告書の簡素化

〈〈変更後〉〉

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	記載のしかたはこちら 
	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
	給与の支払者の所在地(住所)		



保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)		給与の支払者の確認
						(a)	円	
一般の生命保険料					新・旧	(a)	円	
					新・旧	(a)	円	
					新・旧	(a)	円	
					新・旧	(a)	円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A		Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	円	計(①+②) ③	(最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B		Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円)	円	②と③のいずれか大きい金額 ④	円
(a)の金額の合計額	C		Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円) 円
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D		Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等)に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	円	計(④+⑤) ⑥	(最高40,000円) 円
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E		Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円)	円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦	円
計算式Ⅰ(新保険料等)※		計算式Ⅱ(旧保険料等)※		生命保険料控除額計(⑦+⑧+⑨)				(最高120,000円)
A、C又はDの金額		B又はEの金額		控除額の計算式				
20,000円以下		25,000円以下		A、C又はDの全額		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		25,001円から50,000円まで		(A、C又はD) × 1/2 + 10,000円		(B又はE) × 1/2 + 12,500円		
40,001円から80,000円まで		50,001円から100,000円まで		(A、C又はD) × 1/4 + 20,000円		(B又はE) × 1/4 + 25,000円		
80,001円以上		100,001円以上		一律に40,000円		一律に50,000円		

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
				地震	A	円
				旧長期		円
				地震・旧長期		円
④のうち地震保険料の金額の合計額					B	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					C	円
地震保険料控除額					(B)の金額 (最高50,000円) + (C)の金額 (C)の金額が10,000円を超える場合は(C) × 1/2 + 5,000円 ※ (最高15,000円)	= (最高50,000円) 円
社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名		あなたが本年中に支払った保険料の金額		
				円		
合計(控除額)					円	
種類				あなたが本年中に支払った掛金の金額		
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金				円		
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金						
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金						
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金						
合計(控除額)				円		

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

今年度の変更点について

③扶養控除等申告書の提出の簡略化

源泉徴収手続きの簡素化を目的として、給与所得者の扶養控除等申告書の提出が簡略化されました。

2025年1月1日以後に提出する「給与所得者の扶養控除申告書等申告書」について、前年の申告内容から記載すべき事項に変更がない場合は、変更がない旨の記載のみで提出できるようになります。



〈変更があったものとされる場合〉

- ・扶養親族の態様が変わる場合
例：年少扶養親族→一般の扶養親族、
成年扶養親族→老人扶養親族 など
- ・名前や住所等が変わった場合

※1箇所でも変更があれば、変更点だけでなく記載事項すべて記載する必要があります。

《簡易な申告書の記載事項》

- ・本人の氏名
- ・住所又は居所
- ・マイナンバー(個人番号)
- ・前年に記載した事項から変更がない旨
(余白に記載する等)